

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和8年10月
水産庁

第1 今回の変更事項

変更事項1：「別紙2－4 さんま」、「別紙2－5 まあじ」、「別紙2－6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2－7 まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

変更事項2：「別紙2－5 まあじ」における資源管理の目標について

変更事項3：「別紙2－6 まいわし太平洋系群」における国の留保からの配分等について

変更事項4：「別紙4－1 まいわし対馬暖流系群」の終了について

このほか、修辭的な修正や関係法令の改正（条項の移動）に伴う所要の改正、必要な附則の規定を行う予定。

第2 今後のスケジュール

10月9日から11月8日まで：パブリックコメントの実施

11月上旬：水産政策審議会に諮問

11月下旬から12月上旬：官報掲載

【変更事項１】「別紙２－４　さんま」、「別紙２－５　まあじ」、「別紙２－６　まいわし太平洋系群」及び「別紙２－７　まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

1 変更の趣旨

- (１) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能にするため、直近３か年の各年の漁獲実績の比率の平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを３管理年度にわたって用いることを基本としている。
- (２) 特定水産資源のうちさんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群について、令和６管理年度から令和８管理年度の配分の基本シェアは、令和６管理年度開始時点で利用可能な直近３か年となる令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）の漁獲実績を用いて算出した。
- (３) 上記の考え方にに基づき、令和９管理年度から令和１１管理年度の配分の基本シェアは、令和９管理年度開始時点で利用可能な直近３か年となる令和５年（２０２３年）から令和７年（２０２５年）の漁獲実績を用いて算出するところ、所要の変更を行う。

2 変更の概要

「別紙２－４　さんま」、「別紙２－５　まあじ」、「別紙２－６　まいわし太平洋系群」及び「別紙２－７　まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準に関する規定で定める漁獲実績について、「令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）まで」を「令和５年（２０２３年）から令和７年（２０２５年）まで」に変更する。

(参考)

	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	R8年 (2026年)	R9年 (2027年)	R10年 (2028年)	R11年 (2029年)
漁獲実績										
TACの 配分基準										

【変更事項２】「別紙２－５ まあじ」における資源管理の目標について

1 変更の趣旨

まあじの資源管理の目標について、令和８管理年度から変更しないことに伴う形式的な修正を行う。

2 変更の内容

「別紙２－５ まあじ」の第３（資源管理の目標）の冒頭部分について、下表の変更を行う。

変更後	変更前
まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。 このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和９管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和８管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。	まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。 このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和８管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和７管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

【変更事項3】「別紙2－6 まいわし太平洋系群」における国の留保からの配分等について

1 変更の趣旨

- (1) まいわし太平洋系群においては、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して国の留保が定められており、国の留保からの配分は、資源管理基本方針の別紙2－6に定める方法（いわゆる「75%ルール」）に則る（ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上必要がある場合には、この限りではない。）場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に行われる。
- (2) 75%ルールに則り行う国の留保からの配分について、管理年度当初の都道府県別漁獲可能量が特に少ない都道府県において、配分数量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和すること及びTACの有効利用を目的として、所要の変更を行う。
- (3) その他、漁場変動の可能性を見越したTACの有効利用を目的として、大臣管理区分において、農林水産大臣が必要と認める場合に当該大臣管理区分に比例配分した数量の一部を、当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外的大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができることとし、所要の変更を行う。

2 変更の内容

「別紙2－6 まいわし太平洋系群」の第6（漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等）について、下表の変更を行う。

(1) 1の(2) 関係

変更後	変更前
① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トン（ <u>当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量が4千トン未満の場合にあっては、1.5千トン又は2千トン</u> ）を下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った	① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った

県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トン（当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能性が4千トン未満の場合にあつては、1.5千トン又は2千トン）を下回っている場合にあつては、当該配分を行った日） （2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能性との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能性の半分の数量（当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能性が4千トン未満の場合にあつては、2千トン）のうちいずれか小さい数量 ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能性に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能性と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能性に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能性と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日） （2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能性との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能性の半分の数量のうちいずれか小さい数量	日） （2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能性との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能性のうちいずれか小さい数量 ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能性に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能性と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能性に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能性と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日） （2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能性との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能性のうちいずれか小さい数量
---	--

(2) 1の(3) 関係

変更後	変更前
大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(1)の規定に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大管管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。	(新設)

【変更事項 4】「別紙 4－1 まいわし対馬暖流系群」の終了について

1 変更の趣旨

- (1) 農林水産大臣は、資源管理基本方針に基づき、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、当該資源水準の値を原則として 10 年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めることとされている。
- (2) まいわし対馬暖流系群については、令和 2 年度資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明したため、令和 3 年度に、資源再建計画である資源管理基本方針別紙 4－1 を策定し、資源の再建を図ってきた。
- (3) 今般、令和 8 年度の資源評価の結果、資源水準の値が資源再建計画の期間が満了する前に目標管理基準値を上回っていることが判明したことから、関連する規定に則して令和 8 管理年度の末日（令和 8 年 12 月 31 日）をもって当該資源再建計画は終了する。

2 変更の概要

「別紙 4－1 まいわし対馬暖流系群」を削除する。

参考：「別紙 4－1 まいわし対馬暖流系群」（関連規定抜粋）

第 2 資源再建計画の期間

令和 4 管理年度から令和 13 管理年度まで

第 5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。